

## 第4章 その他

## 第1節 めざす項目の説明

施策名		説明	H27 めざそう値
めざす項目			
子どもを産み、育てやすい環境をつくる (P27)			
地域子育て支援拠点の利用者数	地域子育て支援拠点1年間の利用者の延人数		24,910人
子育てに関して不安感や負担感などを感じる割合	子育てに関して「不安感や負担感などを感じる」とアンケートで答えた人の割合		52%
子育てと仕事が両立できるよう支援する (P29)			
25歳から44歳の女性の就業率	国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」による目標値		68% (H24)
保育などの子育てサービスを提供している割合	保育5サービスを受けている人数÷3歳未満の人口×100		25%
援助が必要な子どもと家庭を支援する (P31)			
子どもを地域全体で見守っていると感じる人の割合	「子どもを地域全体で見守っていると感じている」とアンケートで答えた人の割合		75%
児童扶養手当の一部支給者の割合	児童扶養手当の一部支給者÷児童扶養手当支給者総数×100		47%
家庭・地域・学校が連携し健康な子どもを育てる (P33)			
子どもの教育について家庭・地域・学校の連携が十分であると思う人の割合	子どもの教育について「家庭・地域・学校の連携が十分であると思う」とアンケートで答えた人の割合		50%
学校行事などへの保護者・地域住民の参加者の割合	(1年間の学校行事等への延べ参加者数÷1年間の学校行事等数)÷全PTA会員数×100		70%
たくましい人を育てる教育を推進する (P35)			
国語、算数・数学などの学力の全国平均値との比較	学力調査結果の全国平均値との比較		上位(小学生) 上位(中学生)
体力・運動能力テストの全国平均値との比較(小学5年生・中学2年生の体力合計点)	全国体力・運動能力テストの全国平均値との比較		—
看護師国家試験の合格率	各年度の看護師国家試験の合格者の率		100%
安心して学べる教育環境をつくる (P37)			
学校耐震化率	耐震化工事済校舎等数÷対象校舎等数×100		82%
校内研修に効果があったと思う教職員の割合	学校評価における教職員の自己評価で「校内研修に効果があったと思う」と答えた教職員数の割合		80%
いつでもどこでも学べる環境をつくる (P39)			
図書館の貸出冊数	1年間の図書館での総貸出冊数		185,000冊
公民館主催講座の参加者数	主催講座の1年間の参加者の延人数		13,500人

地域で青少年健全育成の環境をつくる (P41)		
チャレンジパスポートの参加者数	チャレンジパスポート事業への1年間の参加者の人数	180人
青少年の補導人数	相生警察署管内の1年間の補導者の人数	280人
文化に触れ、参画できる環境をつくる (P43)		
公民館利用者数	市内5公民館・若狭野多目的研修センターの1年間の利用者の人数	74,000人
文化協会各団体への加入者数	文化協会加盟団体への加入者の人数	1,100人
国際交流事業のボランティア参加人数	市及び国際交流協会が実施する事業へのボランティア参加の人数	25人
誰もが気軽にスポーツライフを楽しむ (P45)		
スポーツ施設の利用者数	スポーツ施設(市民体育館、スポーツセンター、市民プール、温水プール)の1年間の利用者の人数	235,000人
定期的に運動をしている人の割合	市民が「定期的に運動している」とアンケートで答えた人の割合	40%
スポーツ種目別構成人数	各スポーツ種目別協会の構成人数等	3,800人
人権を尊重し、みんなで生きる社会をつくる (P47)		
人権啓発事業への参加率	人権啓発事業への参加者数(3事業)÷人口×100	42%
相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合	市民が「相生市は人権が尊重されている市であると思う」とアンケートで答えた人の割合	51%
審議会などの女性委員の就任率	審議会などの女性委員数÷審議会等委員総数×100	25%
地域医療の充実を図る (P49)		
安心して医療を受けることができると思う人の割合	市民が「安心して医療を受けることができると思う」とアンケートで答えた人の割合	25%
健康づくりと予防対策を推進する (P51)		
特定健診の受診率	特定健診受診者÷特定健診対象者数×100	65%
特定保健指導の利用率	特定保健指導利用者数÷特定保健指導対象者数×100	45%
地域福祉活動を支援する (P53)		
地域福祉活動団体数	社会福祉協議会への登録団体数	10団体
ボランティア数	社会福祉協議会への登録団体の構成人員数	1,500人
生きがい交流センターの利用者数(生きがいセミナー参加者を除く)	生きがい交流センターの利用者数-生きがいセミナー参加者	17,500人
高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する (P55)		
高年クラブの加入率(60歳以上の人口比)	高年クラブ会員数÷60歳以上人口×100	13%
シルバー人材センター会員数	60歳以上人口×5%	650人
生きがいセミナー・金ヶ崎学園大学の参加者数	1年間の生きがいセミナー及び金ヶ崎学園大学の参加者数	10,450人

高齢者が安心して暮らせるよう支援する (P57)		
介護サービス利用者の内、居宅系サービス（介護3施設その他、グループホームと特定施設を除く。）の利用者の割合	$\text{居宅系サービス利用者数} \div \text{介護サービス利用者数} \times 100$	75%
介護予防事業への対象高齢者の参加率	$\text{介護予防事業参加者数} \div \text{介護予防事業の対象高齢者数} \times 100$	—
障害のある人の社会参加と自立した生活を支援する (P59)		
福祉施設の入所者の地域移行者数	福祉施設に入所している障害のある人がグループホーム等地域生活に移行した人数	5人 (H22～27年度)
福祉施設からの一般就労者数	福祉施設の利用者のうち一般就労に移行した人数	10人 (H22～27年度)
社会参加促進事業の参加延べ人数	社会参加促進事業の参加延べ人数	1,610人
社会保障制度の安定した運営を図る (P61)		
国民健康保険特別会計実質収支比率	歳出決算額に対する実質収支（過年度精算後）の比率	2%
国民健康保険税徴収率	$\text{収入額} \div \text{調定額} \times 100$	78.5%
生活困窮者への的確な援護と自立を支援する (P63)		
相談件数に対しての問題解決率	相談者に対し、支援制度の適用による問題解決の率	100%
事故のない安全なまちをめざす (P65)		
交通事故の発生件数	市内の1年間の交通事故の発生件数	180件
交通安全教室の受講者数	1年間の交通安全教室の受講者の人数	1,600人
歩行者の安全を確保するための主要道路における外側線の整備率	$\text{外側線延長} \div \text{主要道路の延長} \times 100$	85%
安心して消費生活が送れるまちをめざす (P67)		
消費者相談を行った結果についての満足度	相談者が「相談に来て良かった」とアンケートで答えた人の割合	100%
商品の計量が適正に行われている割合	$(\text{適正量} - \text{量目不足}) \div \text{適正量} \times 100$	100%
犯罪のない安全なまちをめざす (P69)		
防犯パトロールの実施回数	防犯パトロールカーの巡回延べ回数	450件
夜間も安心してまちを歩くことができると思う人の割合	市民が「夜間も安心してまちを歩くことができると思う」とアンケートで答えた人の割合	50%
災害に対する防災対策を強化する (P71)		
災害時要援護者対策支援組織率	$\text{災害時要援護者支援体制構築単位自治会数} \div \text{単位自治会数} \times 100$	80%
防災行政無線の整備率	$\text{防災行政無線整備エリア} \div \text{計画エリア} \times 100$	100%
学校、地域住民などが連携した防災訓練への参加対象団体の割合	$\text{防災訓練（図上訓練）実施済団体} \div \text{地域住民参加対象団体数} \times 100$	100%

消防体制の充実、強化を図る (P73)		
消防団員数	消防団条例の定数	520 人
特色ある産業を支援する (P75)		
市内事業所数	年度末の市内事業所数	1,500 事業所
企業誘致助成の交付決定数	企業誘致のうち、企業立地促進条例に基づく交付決定企業の数	2 件
就労環境の充実を図る (P77)		
有効求人倍率	求人 1 人に対し、有効求人倍率の値	1 倍
技能研修の参加者数	技能研修センター、兵庫土建姫路建築技能協会、西播建設業協同組合の参加者数	60 人
農林水産業の振興を図る (P79)		
学校給食への出荷品目	1 年間の学校給食への出荷品目	25 品目
牡蠣剥き身出荷量	1 年間の牡蠣の剥き身の出荷量	700 t
商業・サービス業の活性化を図る (P81)		
市内商店数	年度末の市内商店数	365 店
小売業の販売額	市内の小売業の年間販売額	540 億円
観光の振興を図る (P83)		
観光客数	1 年間で相生市に訪した観光客数	700,000 人
市内宿泊施設の利用者数	1 年間で市内の宿泊施設を利用した人数	113,000 人
地域に根ざした工業の強化を図る (P85)		
製造品出荷額	市内事業所の 1 年間の製造品の出荷額	1,200 億円
美しい自然環境を保全し、活用する (P87)		
野生動物による農作物被害額	野生動物による 1 年間の農作物の被害額	15,000 千円
野生動物の駆除数	野生動物の 1 年間の駆除頭数	100 頭
相生湾の水質 (化学的酸素要求量)	相生湾の海域で測定した COD 値	—
地球温暖化防止に向けた循環型社会を推進する (P89)		
リサイクル率	資源ごみ排出量 ÷ ごみ総排出量 × 100	20%
太陽光発電の発電出力	1 年間の住宅用太陽光発電の総出力量	1,220kw

クリーンなまちづくりを推進する (P91)		
ごみの総排出量 (可燃ごみ)	1 年間に出すごみの総排出量	8,400t
不法投棄量	1 年間の不法投棄ごみの処理量	6 t
地域清掃によるごみ収集量	1 年間に市民が環境美化活動により収集するごみ収集量	100 t
斎場・墓地の適正な管理に努める (P93)		
ささゆり苑 (葬儀場) の利用件数	1 年間のささゆり苑の利用件数	210 件
秩序あるまちづくりを推進する (P95)		
都市計画決定されている土地区画整理事業の整備率	$\text{整備済面積} \div \text{決定区域面積} \times 100$	72.9%
相生駅南・那波丘の台土地区画整理事業地内の土地利用	$\text{土地利用済面積} \div \text{全宅地面積} \times 100$	72%
上・下水道の整備、維持を図る (P97)		
水洗化率	$\text{水洗便所設置済人口} \div \text{処理区域内人口} \times 100$	98%
有収水量	下水道使用料徴収の対象となる水量	3,318,000t
資本費回収率	汚水処理にかかる経費のうち、下水道事業債の元利償還にかかる経費で基準内繰入金を充当した残りの経費を下水道使用料により回収した割合	47%
港湾の有効活用と河川環境を保全する (P99)		
相生港埋立地の利用率	$\text{埋立土地利用面積} \div \text{埋立地総面積} \times 100$	21.5%
河川護岸の除草対策整備率	$\text{河川護岸法面の除草対策の整備延長} \div \text{準用河川延長} \times 100$	3.1%
相生の特性を活かす景観と緑化を推進する (P101)		
公園の整備率	$\text{公園整備済面積} \div \text{公園整備計画面積} \times 100$	99%
オープンガーデン実施箇所数	庭主として、庭を開放していただいた個人、団体数	60 人
屋外広告物の除却件数	1 年間の違法屋外広告物の除去件数	70 件
道路網を整備する (P103)		
主要道路の歩道設置整備率	$\text{歩道設置延長} \div \text{主要道路延長} \times 100$	35%
市内道路の舗装整備率	$\text{舗装延長} \div \text{市内道路の延長} \times 100$	92%
都市計画道路整備率	$\text{改良済延長} \div \text{都市計画道路延長} \times 100$	59.3%
公共交通と情報通信の利便性の向上を図る (P105)		
JR 相生駅など乗車人員	JR 相生駅及び西相生駅の 1 年間の乗車人員	2,150 千人
バス利用者数	1 年間の路線バスの利用者数	65,000 人
超高速ブロードバンド地域整備率	$\text{超高速ブロードバンド整備地域} \div \text{全市域} \times 100$	94%

市民力あふれるまちをめざす (P107)		
自治会加入世帯数	自治会に加入している世帯数	10,500 戸
審議会・委員会などの公募委員の割合	審議会などの委員に占める公募委員÷審議会などの委員総数×100	15%
市民参加率（各分野のボランティアなどでの参画している人の割合）	「各分野でボランティアなどで参画している」とアンケートで答えた人の割合	25%
情報提供の充実を図る (P109)		
広報あいおい、ホームページが役立っていると感じる人の割合	「広報あいおい、ホームページが役立っていると感じる」とアンケートで答えた人の割合	58%
ホームページアクセス数	市ホームページのサイトを閲覧した訪問者数	330,000 件
改革に挑戦する市役所をつくる (P111)		
普通財産のうち利用可能地の活用率	市有地の普通財産の利用面積÷市有地の普通財産のうち、利用可能地面積×100	83%
行政評価に基づく改善件数	行政評価（施策評価及び事務事業評価）による改善事業件数	50 件
効率的で効果的な組織体制を図る (P113)		
職員提案件数	施策・事業に対する、職員からの新たな提言や改善の提案件数	10 件
一般会計職員人件費額	特別職給与＋一般職給与＋退職手当＋常勤及び非常勤臨時職員等賃金	2,346,110 千円
電算化導入業務件数	行政事務のうち、コンピュータの電子計算等を活用し事務処理を行う業務の件数	22 件
財政の健全化を図る (P115)		
実質公債費比率	一般会計だけでなく公営企業会計などに対する繰出金など実質的な借金の返済額が、市が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合	15.9%以下
将来負担比率	一般会計だけでなく公営企業会計などが将来的に負担すべき実質的な負債額が、市が自由に使える財源の標準的な規模に占める割合	160%以下
市税徴収率	収入額÷調定額×100	93%

## 第2節 用語解説

## 【あ行】

## ● ICT (P104, P124)

Information and Communication Technologyの略で情報通信技術を表す。日本では同義語としてITが使われているが、国際的にはITにコミュニケーションを加えたICTが一般的に使われている。

## ● i-Japan 戦略 (P112)

2015年の日本において、デジタル技術が経済社会全体を包摂し、豊かな暮らし、人のつながりを実感できる社会及び新たな価値の創造革新に自発的に取り組める社会の実現のための国家戦略。

## ● IT (P35)

Information Technology (情報技術) の略。コンピュータやインターネットを支える機械類やソフトウェアの技術などをいう。

## ● アダプト制度 (P100)

市民などと行政が互いの役割を定め、市が管理する公園、道路、河川などの公共の場所を、市民などが自主的に美化活動を行う制度。

## ● 新たな公 (P6, P20, P21, P106, P111)

行政だけでなく多様な主体が地域経営の担い手となり、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む公と私の間領域で協働することにより、地域のニーズに応じた社会サービスの提供などを行おうとする考え方。

## ● 医療圏域 (P48, P49)

都道府県が病床の整備を図るにあたり、設定する地域的単位。

## ● イントラネット (P113)

インターネットと同様の技術を使って構築された組織内の情報通信網。

## ● NPM (P110)

New Public Managementの略で、顧客志向や市場原理の導入など民間企業における経営理念、手法、成功事例を可能な限り行政分野に導入することにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す手法。

## ● NPO (P15, P20, P53, P106, P107, P125)

法人格をもった営利を目的とせず、公益的な市民活動を行う民間団体の総称。(Non-Profit-Organizationの略)

## ● 沿道サービス (P12)

道路の円滑な交通のために設けられる休憩所、給油所などのこと。

## ● オープンガーデン (P101)

個人が手入れした花や植物をきれいに配置した庭を一定期間、広く開放して見せるというもの。

## ● 温室効果ガス (P88)

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタン(CH<sub>4</sub>)など、太陽からの熱を通過させるが、地表から放射される熱を吸収して、熱を地球に封じ込める性質の大気中のガスのこと。

## 【か行】

## ● かかりつけ医 (P49)

家族なども含めて普段の健康管理や健康について気軽に相談できる、身近な診療所や医院の医師のこと。

## ● 環境負荷低減 (P17)

環境負荷とは、人の活動により環境に与えるマイナスの影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい、それを減らすこと。

## ● 幹線道路 (P102, P103)

都市において道路網を形成し、都市間を結ぶ根幹をなす道路。

## ● 基礎自治体 (P6, P125)

基礎的な地方公共団体である市町村のこと。

## ● 教育振興基本計画 (P34, P39)

教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針、講ずべき施策及びその他必要な事項についての基本的な計画。

## ● 行政評価 (P111)

行政の活動を有効性、効率性、必要性、公平性などの観点から客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させるための手法。

## ● グループホーム (P57, P59)

日常生活に支援を要する人が、専門職員による援助を受けながら、少人数で共同生活する施設。

## ● ゲリラ豪雨 (P124)

予期しない時間に局地的に突然豪雨が襲う現象。

## ● 5R生活 (P90)

Rから始まるごみを減らすための行動で、「Reduce (リデュース) ごみを発生させない」、「Refuse (リフューズ) 不要なものを断る」、「Repair (リペア) 修理しながら継続使用する」、「Reuse (リユース) 繰り返し利用する」、「Recycle (リサイクル) 資源として再生利用する」の5つを総評したもの。

## ● 合計特殊出生率 (P124)

一人の女性が、一生の間に産む子供の数。

## ● 高度情報化 (P34)

情報がさまざまな資源と同等の価値をもち、それらを自由に利用することができる情報社会を発展させたもの。

## ● コーホート要因法 (P11)

人口統計手法の一つで、一定期間内に生まれた集団(コーホート)の出生と死亡(自然増減)及び転出入(純移動)の二つの要因について、それぞれ将来値を仮定し、将来人口を推計する方法。

## ● コミュニケーション (P59)

社会生活を営む複数の人間などが、感情、意思、情報などを伝達し合うこと。

## ●コミュニティ

(P14, P15, P21, P26, P95, P106, P107, P124)

地域社会、共同体、共同生活体という意味。快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むための近隣社会や近隣生活をいう。

## ●コミュニティビジネス (P75)

地域の課題をその地域に住んでいる人々によって解決しようとする活動で、利潤が生じた場合これを地域に還元するなど、生活の質の向上をめざした住民主体の事業のこと。

## ●コンピューターウイルス (P125)

パソコンなどに侵入し、コンピューターに被害を与える不正プログラム。

## 【さ行】

## ●里海 (P87)

海の自然に人手が加わることで、生物や環境が守られ自然が豊かになるとともに、漁業や産業など人の営みも栄えることとなる沿岸や海域。

## ●三位一体 (P6)

地方分権型の新しい行政システムを構築していくことを目的として、国から地方への補助金削減、国税から地方税への税源移譲、地方交付税制度の見直しの3つを同時かつ一体的に推進しようとする国と地方の財政に関する改革。

## ●自治基本条例 (P107, P125)

市政運営の基本理念や市民と行政との協働によるまちづくりに必要な基本的ルールを定めた条例。

## ●実質収支比率 (P61)

実質収支を標準財政規模で割ったもの。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。大きければ良いというものではなく、3%~5%程度が適当とされている。

## ●集落営農組織 (P78)

集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意のもとに実施される生産活動を行う組織のこと。

## ●食育 (P32, P33, P50, P51)

様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## ●新エネルギー (P88, P89)

太陽光発電、風力発電、バイオマスなど、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。

## ●水源かん養機能 (P86, P87)

森林に降った雨水を貯め、水を浄化し、河川へ流れ込む水の量を安定させ、洪水や濁水を防止するなどの機能。

## ●スキルアップ (P36, P67)

能力や技能を高めること。

## ●ストックマネジメント (P18)

既存の公共施設を有効に活用して、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

## ●スポーツクラブ 21 (P45)

子どもから高齢者までの地域住民が、気軽に様々なスポーツを楽しむことを目的として小学校区ごとに設置された、地域住民の自発的、主体的運営によるスポーツクラブ。

## ●生活習慣病 (P50, P61)

食、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群の総称。

## ●成年後見制度 (P59)

判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。

## ●セーフティネット (P15)

安全や安心を提供し、市民生活を守るための仕組みのこと。

## ●ソーシャルビジネス (P75)

地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む事業のこと。

## 【た行】

## ●多文化共生 (P43)

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## ●地域包括支援センター (P57)

住み慣れた地域で安心して暮らせるように保健・介護・福祉の専門職が連携し、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関。

## ●地球温暖化 (P17, P88, P125)

大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が上がり、熱が放出されない状態になり、気温が長期的に見て上昇すること。

## ●地産地消 (P33, P78)

地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること。

## ●地理情報システム (P95)

コンピュータで地理的位置を利用し、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、目的に合った情報の視覚的表示、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステム。

## ●デジタルデバインド (P104)

パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと。

## ●電子自治体 (P113)

ITの活用により、業務の効率化を行ったり、住民の満足度の向上など行政サービスの利便性を高める地方自治体のこと。

## ●特定建築物 (P71)

学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物。



### ●特定用地 (P75, P94, P95)

兵庫県が播磨科学公園都市と連携した情報技術関連産業など新規成長産業の企業立地を促進するために、先行取得した矢野町真広・下田・二木、若狭野町西後明に広がる面積約256ヘクタールの土地。

### ●特別指定区域制度 (P95)

市が地域住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、県の指定により、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していくもの。

### ●都市計画マスタープラン (P95)

都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備などの方針を明らかにした、都市計画の基本的な方針を示すもの。

### ●特区 (P35)

構造改革特別区域の略。地域経済をよくするため、民間事業者や地方公共団体などの自発的な発案により、ある地域に限り法律などの規制をなくしたり緩和したりすることを特別に認められた地域。

### ●トライやる・ウィーク (P35)

中学校2年生が一週間学校を離れて、地域や自然の中で主体的にさまざまな体験をすることにより、「共に生きる力」や「感謝の心」を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」を育成すること。

## 【な行】

### ●ニート (P76)

年齢15歳～34歳で就職していない者、就職する意思もない者、通学・家事もしていない者、学籍はあるが実際は学校に行っていない者、既婚者で家事をしていない者。

### ●2次医療 (P48, P49)

特殊な医療を除く、入院治療を主体とした医療需要に対応する医療。

### ●認定農業者 (P79)

経営改善を図ろうとする農業者で、農業経営改善計画（5年計画）が市町村に認定された農業者。

### ●人間力 (P11, P14, P23～P46)

知識、体力、道徳心など、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力。

### ●ノロウイルス (P78)

カキなどの貝類による食中毒の原因になり、非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種。

## 【は行】

### ●パートナーシップ (P10)

市民、事業者、行政が、それぞれ自立した主体として互いの特性や役割を認識し、影響を与えあいながら活動する関係のこと。

### ●バイオマスエネルギー (P89)

動植物などの生物体内に蓄えられた有機物を利用して生成したもので、再生可能なエネルギーのこと。

### ●ハザードマップ (P70)

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの避難情報を表示した地図。

### ●バリアフリー (P100, P101)

障害のある人や高齢者などが自立した生活を送れるように、精神的、物理的、制度的などの障害を除去しようとする考え方、若しくは都市環境や建築等において具体的に障害を取り除くこと。

### ●PDCAサイクル (P111)

事業をPlan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）のサイクルで継続的に改善を図ること。

### ●病院群輪番制 (P27, P49)

地域内の病院が連帯して、休日・夜間などにおける重症救急患者の診療を交代で受け入れる体制。

### ●ブロードバンド (P105)

ADSLや光ファイバーを使用して、高速・大容量のデータを転送すること。

### ●閉鎖性水域 (P87)

水の出入りが少ない湖沼、内湾などの水域のこと。

### ●訪問看護ステーション (P49)

在宅の寝たきり老人などに対し、看護師などが対象者のかかりつけの医師の指示に基づいて家庭を訪問し、介護に重点をおいた訪問看護サービスを提供する施設。

### ●ホームヘルプサービス (P57)

訪問介護。日常生活に支障のある高齢者や障害のある人、及びその家族がサービスを必要とする場合に、家事的援助、身体介護などのサービスを行うこと。

## 【ま行】

### ●みなとオアシス (P83, P99)

歴史や文化など、魅力的な「みなと」の元来有する資源を人々が訪れやすいものとするために休憩スペース、トイレ及び駐車場を活用してサービスを提供できるみなとの施設や地区のこと。

## 【や行】

### ●ユニバーサル社会 (P53)

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

### ●ユニバーサルデザイン (P100)

年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが利用可能であるように製品、施設、生活環境、都市をデザインすること。

### ●ユビキタスネット社会 (P104)

いつでも、どこでも、何でも、誰もがネットワークに簡単につながり、必要な情報を入手できる社会。

## 【ら行】

●**ライフスタイル**（P15、P21、P59、P76）

衣食住などの生活様式だけでなく、職業、社会との関わり方、趣味や生活に対する考え方や習慣までを含む広義の暮らし方、生き方を指して用いる。

●**ライフステージ**（P38、P39）

人の一生を幼児期、青年期、中年期、老年期に分けた、人生のそれぞれの段階のこと。

●**レクリエーションスポーツ**（P44、P45）

子どもから高齢者まで、生涯を通じてどこでも楽しんでできるスポーツ。

●**レセプト**（P61）

患者が受けた診療について、医療機関が保険者に月単位で請求する請求書のこと。診療報酬請求明細書など。

●**連携中枢都市圏**（P85、P110、P111、P124）

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢化においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。播磨圏域は中心市である姫路市を含めた8市8町により構成されている。

## 第3節 その他

### ① 相生市総合計画策定要綱

(制定)	昭和45年	8月13日	訓令第9号		
(改正)	昭和47年	6月5日	昭和61年	7月1日	
	昭和51年	1月20日	昭和63年	8月8日	
	昭和51年	4月1日	平成1年	1月23日	
	昭和53年	4月1日	平成12年	4月1日	
	昭和53年	4月26日	平成13年	4月1日	
	昭和55年	4月1日	平成20年	5月23日	
	昭和57年	4月1日	平成23年	4月1日	
	昭和59年	4月1日	平成26年	4月1日	

第1条 この要綱は、相生市総合計画策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「総合計画」とは、本市将来の健全な発展を図るため策定する市政の長期計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(1) 基本構想

本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を示すものをいう。

(2) 基本計画

市政の長期的課題を明らかにし、市政について基本的方向を示すために策定する市政の基本計画をいう。

(3) 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事業の実施について策定する計画をいう。

第3条 総合計画は、有機的連携をもって能率的かつ合理的に推進されるべき道標となるよう策定しなければならない。

第4条 基本計画の策定期間は、前期を平成23年度から平成27年度までとし、後期を平成28年度から平成32年度までとする。ただし、社会情勢等の推移により変更が必要となった場合には、社会情勢等に適合するよう修正するものとする。

第5条 実施計画の策定期間は、3箇年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3箇年の計画として改定する。

第6条 各部長においては、別に定める合理的な施策及び基本の方針に基づき、基本計画案及び実施計画案を作成するものとする。

第7条 企画総務部長は、前項の規定により各部長が作成した基本計画案及び実施計画案を総合調整して原案を作成し、市長の決定を受けなければならない。

第8条 各課長は、所属に係る総合計画に関する事務を担当するものとする。

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## ② 相生市総合計画策定会議設置要綱

(制定) 平成20年 5月23日 訓令第44号

(改正) 平成21年 4月 1日 平成24年 7月 1日 平成27年 7月 1日  
平成21年 4月21日 平成25年 4月 1日  
平成22年 4月 1日 平成26年 4月 1日

(設置)

第1条 相生市総合計画の策定に関し、相生市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、関係各部間の総合的調整に関すること。
- (3) 計画の策定に必要な資料の調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織及び運営)

第3条 策定会議は、相生市庁議規程（昭和51年訓令第6号。以下「庁議規程」という。）第2条第1項に掲げる職にある者をもって構成し、その運営にあたっては、庁議規程の例による。

(意見の聴取)

第4条 策定会議は、必要に応じて関係行政機関、学識経験者、有識者等から意見を聴取することができる。

(企画員会議)

第5条 策定会議に企画員会議を置く。

2 企画員会議に企画員を置き、企画員は別表に定める職にある者をもって充てる。

3 企画員会議は、企画総務部長が招集し、企画広報課長が議長となる。

(企画員の職務)

第6条 企画員は、別に定める計画策定方針（以下「策定方針」という。）に従い、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 前号の企画立案に関し、必要な実施状況及び進捗状況の報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(策定部会)

第7条 策定会議に策定部会を置くことができる。

2 策定部会に策定員を置き、策定員は職員の中から市長が任命する。

3 各策定部会の部会長及び副部会長は、策定員の中から市長が指名する。

(策定部会の職務)

第8条 策定員は、策定方針に従い、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する企画立案に関すること。
- (2) 前号の企画立案に関し、必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(庶務)

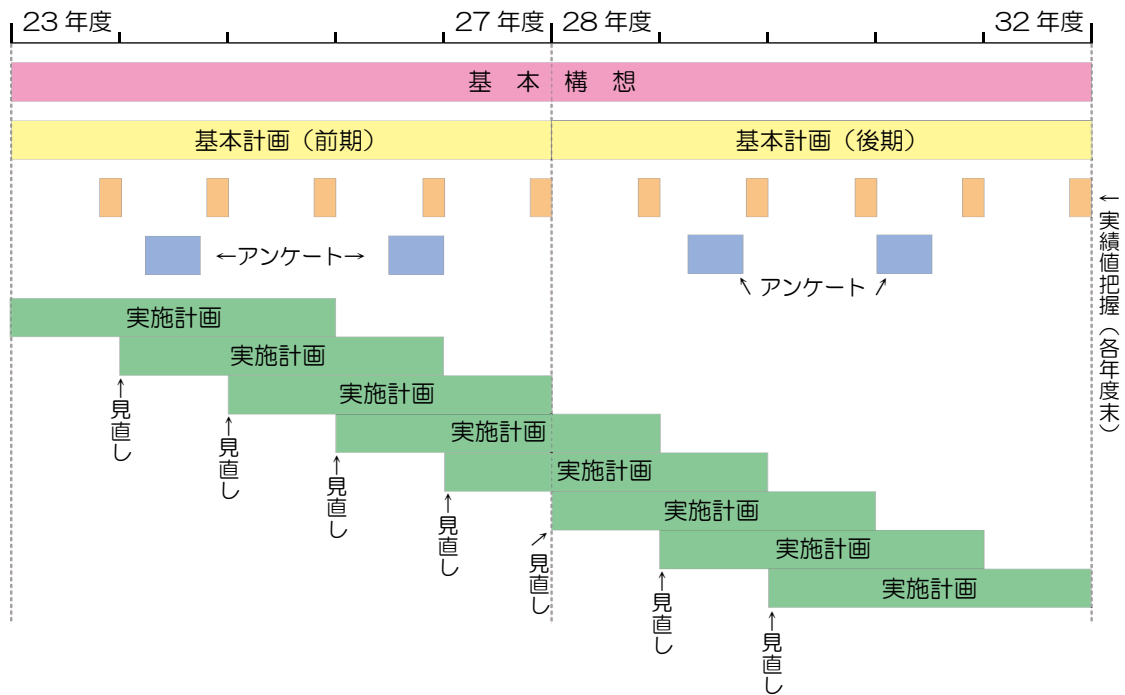
第9条 策定会議及び企画員会議の庶務は企画広報課で、策定部会の庶務は各部会長の指名する策定員において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

※別表…企画広報課長、総務課長、財政課長、税務課長、地域振興課長、環境課長、健康介護課長、子育て支援室長、都市整備課長、農林水産課長、教育委員会管理課長、学校教育課長、生涯学習課長

## ③ 進行管理スケジュール



## ④ 基本計画改定の経過

年月	内容
平成 27 年 1 月 (庁議)	後期基本計画策定方針
平成 27 年 2～3 月	基本計画見直しに伴う各課ヒアリング
平成 27 年 8 月 3 日 (第 1 回策定会議)	各課ヒアリング結果について
平成 27 年 10 月 6 日 (第 1 回企画員会議)	後期基本計画 (案) について
平成 27 年 10 月 20 日 (第 2 回策定会議)	後期基本計画 (案) について
平成 27 年 11 月 20 日 (総務文教常任委員会)	後期基本計画 (案) について
平成 27 年 12 月 28 日 ～平成 28 年 1 月 22 日	パブリック・コメント実施
平成 28 年 1 月 26 日	パブリック・コメント結果公表 (ホームページ)
平成 28 年 2 月 1 日 (第 3 回策定会議)	パブリック・コメント結果報告
平成 28 年 2 月 19 日 (総務文教常任委員会)	パブリック・コメント結果報告
平成 28 年 3 月 10 日	パブリック・コメント結果公表 (広報紙)